

滋賀県障害者プランの改訂について

1. 概 要

本県の障害者施策の基本指針であるとともに、具体的な施策の推進方策を示した実施計画である「滋賀県障害者プラン（以下「プラン」という）」について、一部内容が最終年度を迎えること等から、平成 29 年度内にプランの改訂を行う。

■プランの位置づけ

- ◎障害者基本法（第 11 条第 2 項）に基づく都道府県障害者計画
- ◎障害者総合支援法（第 89 条第 1 項）に基づく都道府県障害福祉計画
- ◎○児童福祉法（第 33 条の 22 第 1 項）に基づく都道府県障害児福祉計画（予定）

■プランの計画期間

- ◎障害者計画は、平成 27 年度から 32 年度までの 6 年間
- ◎障害福祉計画は、平成 27 年度から 29 年度までの 3 年間

■今回の見直しの範囲

- ◎重点施策 ◎障害者福祉サービス等の事業量見込みの第 4 期計画
- ◎都道府県障害児福祉計画の追加
- ※国の障害者基本計画（H25－H29）の見直しが予定されており、その動向に留意する

■進め方等方法について

滋賀県障害者施策推進協議会の意見を聞くとともに、策定作業を円滑に行うため、プラン改訂に関する検討ワーキングチームを設置し、プランの改訂を行う。

2. 今後のスケジュール

- 4～7 月 現プランの点検・評価（障害者施策推進協議会、ワーキングチーム等）
- 8 月 常任委員会報告（改訂概要）
- 9 月 障害者施策推進協議会開催（重点施策、骨子案作成）
- 10 月 常任委員会報告（骨子案）
- 11 月 障害者施策推進協議会開催（素案作成）
- 12 月 常任委員会報告（素案）、県民政策コメント実施
- 2 月 障害者施策推進協議会開催（最終案作成）
- 3 月 常任委員会報告（最終案）

3. 検討のための会議等

◎滋賀県障害者施策推進協議会

プラン改訂について審議を行うため、例年より協議会を追加開催する。（4 回開催予定）

◎検討ワーキングチーム会議

各分野（①就労、②障害児支援・教育、③文化・芸術、④スポーツ、⑤地域生活支援・相談支援・高齢障害、⑥情報コミュニケーション）に、実務者レベルで構成する検討ワーキングチームを設置し、改訂作業を円滑に進める。

- ※「発達障害」は発達障害者支援地域協議会
 - 「精神障害」は精神保健福祉審議会
- } 2 分野については、
それぞれ既存の会議等で対応予定。